

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成29年5月31日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年5月17日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成18年〇〇月〇〇〇〇〇（以下「元土地所有者」という。）が県に売却した〇〇町〇〇〇〇〇〇〇〇〇他の売買契約書の写し、請求書の写し（口座と金額が分かるもの）」の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成18年〇〇月〇〇日付け土地売買契約書」、「平成18年〇〇月〇〇日付け請求書（前金）」、「平成19年〇月〇〇日付け請求書（残金）」の3件の公文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した。
- (3) 実施機関は、平成29年5月31日付けで、次のア及びイの部分を開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
  - ア 「平成18年〇〇月〇〇日付け土地売買契約書」中の「個人の印影、損失補償明細書の所有者氏名」（条例第10条第1号に該当するため不開示）、「契約書の契約金額、土地代金、補償金、前金、残金、収入印紙」（条例第10条第5号に該当するため不開示）、「土地買収明細書の地目現況、単価（円）、金額（円）及び損失補償明細書の所有者氏名、地番、種類、金額（円）」（条例第10条第1号及び同条第5号に該当するため不開示）

イ 「平成18年〇〇月〇〇日付け請求書（前金）」及び「平成19年〇月〇〇日付け請求書（残金）」中の「個人の印影、銀行口座に関する情報」（条例第10条第1号に該当するため不開示）、「請求書の金額、土地代金、補償金額」（条例第10条第5号に該当するため不開示）

- (4) 審査請求人は、実施機関に対し、平成29年8月24日付けで本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について、平成29年11月22日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成29年11月30日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成29年12月26日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

一部を開示するとの処分を取り消し、対象文書の全部を開示するとの裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由

ア 審査請求人は、死亡した元土地所有者の相続人であり、元土地所有者が生前埼玉県に売却した土地の代金及び補償金について、相続する権利を有している。

当該土地の代金及び補償金の預金情報について調べるために本件開示請求を行ったところ、契約金額等の情報が不開示となったため、預金情報を調査する手段がなくなった。

死者の預金情報の公表の仕方について、調査研究をする必要があると考えられる。

イ 埼玉県では用地買収事務について「御確認いただいた調査結果をもとに、適正で公平な補償を行うため、『補償基準』により補償金を算定し、補償の内容につ

いて個別に説明します。」との案内を行っている。公平な補償を基準としている限り、本件不開示情報を開示しても、用地交渉が円滑に行えないとの理由は存在しないと考えられる。

ウ 最高裁判所による「平成19年（受）第1919号 預金取引記録開示請求事件（平成21年1月22日）」の判決には以下の記述がある。「被相続人名義の預金口座の取引経過を開示することが預金者のプライバシーを侵害し、金融機関の守秘義務に違反すると主張するが、開示の相手方が共同相続人とどまる限り、そのような問題が生ずる余地はないというべきである。なお（・・・略・・・）被上告人の本訴請求について権利の濫用に当たるような事情はうかがわれない」。換言すれば、相続に関して故人名義の預金口座を共同相続人の1人に開示することはプライバシーの侵害や処分庁の守秘義務に違反する余地がなく、相続人の権利濫用に当たるとはないと考えられる。

エ 「埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準」によれば「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（条例第10条第1号ロ）について」は、「個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。」とある。本件対象文書中で不開示とされている情報についても、相続人の財産保護の観点から開示できると考えられる。

オ 「国土交通省の保有する個人情報の開示請求等に係る審査基準」においては、「『個人情報』とは、個人に関する情報全般を意味する。（・・・略・・・）なお、死亡した個人に関する情報であっても、その情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合には含まれる。」としている。

カ 以上のとおり、本件対象文書中で不開示としている請求書の金額、土地代金、補償金については、開示しても業務の適正な遂行に支障が生じることはない。個人の印影及び銀行口座に関する情報については、遺産分割前の死者の情報は、共

同相続人の共有財産に関する情報であり、埼玉県の個人情報に関する守秘義務違反にも該当する余地はないことから、部分開示ではなく、全部開示とすべきである。

### (3) 反論書の趣旨

埼玉県の個人情報保護条例は、遺族による死者の情報請求についての記述が欠落している。個人情報保護条例では、死者の情報を開示請求できる者の範囲を典型的に定める必要があり、法文の欠落からの弁明には納得ができない。

他県や他市の個人情報保護条例では、死者の個人情報の取扱いについて条例上に定め、遺族からの開示請求を認めている例がある。

また、大阪高等裁判所による「平成24年(行コ)第150号 公文書非開示決定取消等請求控訴事件(平成25年10月25日)」の判決では、開示請求者が相続人であれば、特段の事情がない限り、死者である被相続人の個人情報は開示請求者本人のものと同視してよいとしている。これらのことから、本件処分において、相続人に対し、被相続人の預金情報を不開示としたことは承服できない。

## 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

### (1) 本件開示請求について

実施機関では、道路や河川等の整備などの公共事業の推進のため、必要な土地について、買収事務を行っている。土地買収の際には、土地の所有者と契約を締結した上で、土地代金及び補償金の支払いを行っているものである。

本件開示請求は、平成18年度に、実施機関が道路用地として元土地所有者の土地を買収した際に支払われた金額及びその振込先口座について、元土地所有者の相続人が相続財産の確認のために行ったものであり、本件対象文書は、当該契約時の土地売買に関する契約書及び契約に基づき作成された請求書である。

### (2) 本件処分の理由について

ア 条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号は「個人に関する情報（・・・略・・・）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定しており、ここでいう「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれると解する。本件対象文書中で不開示とした情報は、いずれも個人の財産状態等、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであり、同号に該当するため不開示情報に該当すると考える。

また、同号ではただし書イ、ロ及びハに該当する場合は、これを開示しなければならない旨定めているが、本件処分においては、これに該当するものはない。

#### イ 条例第10条第5号該当性について

不開示とした情報のうち、「契約書の契約金額、土地代金、補償金、前金、残金、収入印紙」、「請求書の金額、土地代金、補償金額」、「損失補償明細書の所有者氏名、地番、種類、金額」及び「土地買収明細書の地目現況、単価（円）、金額（円）」については、個人に関する情報であると同時に、公開されることで、県が行う用地買収事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。

円滑な用地交渉のためには、地権者との信頼関係を構築し、維持することが必要であるが、補償額等の情報を開示することで、地権者に不要な金銭的リスクを負わせると共に、信頼関係が損なわれ、事務事業に支障が生じることが予想される。

また地権者によっては、公にされた評価の差異により、自己所有地の評価に疑問や不満を抱くとともに、県の評価が正しく認識されず、以後の用地交渉が難航することが考えられ、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、条例第10条第5号に該当する。

#### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、死者である被相続人の個人情報について、相続人である自分の情報として開示せよとの主張を繰り返しているが、本件処分は個人情報保護条例によるものではなく、情報公開制度に基づくものであり、条例第7条で定める開示請求権の主体として認められるものに対し、等しく開示決定等をするものであって、開示請求者が相続人であるなどの事情に影響されるものではない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書について

実施機関は、交差点整備のための道路用地として、平成18年に元土地所有者が所有する土地を買収した。本件対象文書は、その際に実施機関と元土地所有者との間で締結された土地売買契約書及び契約書に基づき元土地所有者が埼玉県に提出した請求書である。

### (2) 本件審査請求について

実施機関は、本件処分において条例第10条第1号又は同条第5号に該当するとして、部分開示決定を行った。これに対し審査請求人は、本件処分を取り消し、本件対象文書の全てを開示するとの裁決を求めて審査請求を行ったものである。

### (3) 不開示理由の追加について

実施機関は本件処分において、当初「契約書の契約金額、土地代金、補償金、前金、残金、収入印紙」及び「請求書の金額、土地代金、補償金額」について条例第10条第5号に該当するとしていたが、当審査会で行った意見聴取及び当審査会に提出した弁明書で、同条第1号にも該当するとして不開示理由を追加した。

行政処分における理由の付記は、実施機関の判断の慎重さと公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示理由を開示請求者に知らせることによって、不服の申立てに便宜を与えるために行うものである。そのため、審査請求が行われた後に実施機関が不開示理由を追加したことは、情報公開制度の運用上、必ずしも適切なものとはいえない。

しかし、最高裁判所判決「平成8年（行ツ）第236号 公文書一部公開拒否

処分取消請求事件（平成11年11月19日）」において「非公開決定の通知に併せてその理由を通知すべきものとしているのは（・・・略・・・）一たび通知書に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を非公開決定処分の取消訴訟において主張することを許さないものとする趣旨をも含むと解すべき根拠はない」とされており、不開示理由の追加が認められないものではない。また、当審査会において、追加された不開示理由について審議しないまま答申をした場合、実施機関が当該不開示理由により再度部分開示決定を行う可能性も考えられる。

そのため、追加された不開示理由についても審査請求人に反論の機会を与え、条例第10条で定める不開示情報該当性について審議を行った。

(4) 条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書イ「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等（・・・略・・・）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

本件処分における不開示情報のうち、「個人の印影」及び「損失補償明細書の所有者氏名」については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

また、「契約書の契約金額、土地代金、補償金、前金、残金、収入印紙」、「土

地買収明細書の地目現況、単価（円）、金額（円）」、「損失補償明細書の地番、種類、金額（円）」及び「請求書の金額、土地代金、補償金額」については、実施機関が個人との契約に基づいて、特定の個人に支払った金額や、その金額が推定できる情報であり、「銀行口座に関する情報」については、特定の個人が所有する財産に関する情報であるため、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

また、審査請求人は本件処分における不開示情報は同号ただし書ロに該当するため開示せよと主張する。しかしながら、当該情報を開示することにより保護される利益は、相続人の地位を有する審査請求人個人の財産を保護するものではあるが、当該情報を不開示としたことによって保護される権利利益を上回るものとは解することはできず、同号ただし書ロに該当するものとは認められない。また、当該情報は同号のただし書イ及びハにも該当しないため、不開示情報に該当する。

なお、条例第10条第1号のみの判断で不開示情報該当性が認められるため、実施機関の主張する同条第5号の該当性については判断するまでもない。

#### (5) その他

審査請求人は、審査請求書等において、個人情報保護法及び個人情報保護条例の事例等を示し、相続人に対して被相続人の個人情報の開示を認めるよう主張するが、条例に定める公文書の開示制度は、条例第7条により開示請求権の主体として認められるものに対して等しく開示決定等を行うものである。つまり、開示請求者が誰であるか、又は開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。したがって、審査請求人のそれらの主張は採用することができない。

なお、実施機関及び審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### (6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。



(答申に関与した委員の氏名)

大谷 基道、小林 玲子、西村 弥

審議の経過

年 月 日	内 容
平成29年11月22日	諮問(諮問第308号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
平成29年11月30日	実施機関から意見聴取及び審議(第一部会第125回審査会)
平成29年12月26日	審査請求人から口頭意見陳述聴取及び審議(第一部会第126回審査会)
平成30年1月25日	審議(第一部会第127回審査会)
平成30年2月14日	審議(第一部会第128回審査会)
平成30年3月28日	答申